

術中から退院するまで全部で10リットルの出血があり、同量の輸血をいたしました。人間の体液は、体重の13分の1ですから、本人の体液の2倍以上が流れ出たということです。

今、事件から丸16年経ち、妻の状態は昨年の1月、2月ぐらいまでは一種3級(身体障害の等級)と最初はもっと軽かったのですが、去年になって一種2級に変更になりました。腰の筋肉が上下に切断され、そこに別の組織が入って痛みがものすごくきつい。そのためモルヒネを日に4回飲んでおります。事件後、車椅子生活を余儀なくされてしまいました。

ここで経済的な話をさせていただきたいのですが、事件当時、妻は正職員の看護師として勤務していました。私は診療放射線技師として、朝9時から昼過ぎまで働き、午後2時からは駅前のビルを借りて鍼灸院を経営してきました。妻の収入と、午前と午後それぞれ私の収入と、全部で3つの収入があったわけです。

妻は入退院を繰り返しながら251日入院し、支払った金額は300万円を超ました。東京の病院にも入院し、その間、私も新幹線で行ったり、母親のいない家に鹿児島から妻の両親を呼ぶなどして交通費もバカにならず、預貯金はあっという間に目減りしていました。

事件が起こる7年ほど前に3250万円のローンでマンションを購入しました。当時金利も高かったのですが、夫婦共働きだから15年か20年で返せるという思いでずっと働いていました。その途中で妻が事件に遭い、医療費がかかり、妻は最終的に解雇されました。小学校1年生と年長の男の子が2人いて、妻の介護をしながらその面倒を見なければならず、鍼灸院も閉鎖せざるを得なくなりました。収入は減り、マンションのローンが大きな負担となってこれまで来ています。あと14年払わなければなりませんが、私もあと2年半後には定年を迎えます。定年退職後の収入は激減します。収入が減ったために新たな借金が1000万円を超え、このローンも今払っていてつらい状況です。幸い子どももようやくひ

とりは社会人になるので、少しは助けてくれると思いますが、事件のために我が子の代までお金を負担しなければいけない。私たちだけではなく、子どもにも「助けてくれ」と言わなければならない状況なのです。これは本当につらいものがあります。こういうことのないように、制度をきちんとしてほしいと思っております。

今の犯給法では救われない被害者

高橋 ありがとうございます。それでは松畑先生と杉本先生、諸澤先生に自己紹介と体験談を聞いた感想を少しお話しいただければと思います。

松畑 私は弁護士登録以来、ずっと犯罪被害者支援に携わって参りました。平成16年には、あすの会の受け皿の顧問弁護団として結成されていた会に参加させていただき、あすの会の経済的補償制度に関するヨーロッパ調査でドイツの法制度について調べて参りました。

本日、このシンポに参加させていただくにあたり、被害者の鈴木さんにお話をうかがいまして、その立場からお話をさせていただきます。

杉本 弁護士の杉本と申します。昨年の4月に作った犯罪被害者支援弁護士フォーラムという団体の代表会話をさせていただいております。このフォーラムは、犯罪被害者の被害の実状を踏まえて、被害者の権利の拡充を目的としております。被害者の権利向上のための諸制度について、私たち弁護士が支援に関わった経験を通じて、あるいは被害者の皆さんのお話をうかがいして、それに沿って被害者の支援のための制度提言をしていく、あるいは被害者支援のために必要な運用は何なのかということを考えるグループとして作ったものです。皆さんのお話をうかがい、改めて被害者は犯罪の苦しみと経済的な苦しみという二重の苦しみを負っているということに非常に胸を痛めております。そのために何ができるのかを、これから考えていきたいと思います。

諸澤 諸澤でございます。ちょうど11年前にあすの会が起ち上りました。この会の設立の趣旨が「被害者の権利を確立する」ということで、どのように運動を進めていくかと岡村先生とお話をしました。

一般的に考えますと、まず国が被害者に対して経済的な補償をし、それから被害者を支援する動きができる。そして3番目に刑事司法手続きにおける被害者の地位を確立していく。これがほぼ世界的な動向です。ところが岡村先生は、最初に刑事司法における参加・関与と強くおっしゃった。これはすごく難しいと思っていたのですが、気がついてみたらあすの会はそれを8割方やっていました。残っているのが、この経済的な問題です。



林 良平 幹事

ご承知のように、1980年に犯罪被害者等給付金支給法というものがすでに存在していましたが、この法律は欠陥法であり、抜本的に改めなければいけないと私は言い続けています。

1994年9月に、おそらくテレビではじめて犯罪被害者問題を真正面から取り上げたクローズアップ現代というNHKの番組があり、そのときに扱ったのが今日のテーマです。当時、犯給法ができて10数年が経っていました。その間の支給された額は犯罪白書等で統計が見られます。その頃は毎年、人數も支給額もほとんど変わっていない。予算があつて運用しているのではと思いたくなるぐらい固定していました。

当時、10年間の平均をとって約230名の遺族に5億3000万円が年間に支給されていた。障害給付は10年間平均で1年あたり5.3人。つまり年に5、6人しか障害給付をもらっていない。重傷病給付というものは当時ありませんでした。最新版の犯罪白書を見ますと、2009年の実績で遺族323人に対して9億8600万円、障害給付は115人で2億5100万円、重傷病が218人に対して4000万円。これを全部足すと656人に対して、12億7700万円を払うことになります。何もわからない人が見ると、かなり出しているなと思うかもしれません。諸外国と比較しますとケタが違う。今日、最新のものをさつとチェックしてきました。まずアメリカです。経済状態が悪くなつたので2008年をピークに2009年は少し落ちており、1ドルも当時100円から110円で換算したものが、今は80円で換算しなければいけません。ですから若干日本に有利な数値になりますが、それでも500億円が払われている。もらっている人は14万人と全然違います。

日本も、94年と今を比べると、もう人が2.8倍ぐらいに増え、金額も2.4倍に増えているように見えますが、世界、少なくとも先進各国は何百億という単位で払われている。日本はようやく10億を超えた程度です。しかも、国が払っている補償金が国民ひとりあたりいくらの負担になるかを比べてみると、日本は94年当時、5億

3000万円ですから、国民一人当たり5円の負担です。これに対し世界は何百円という計算です。2008年で計算すると、アメリカは国民一人当たり180円も被害者のために負担していることになり、イギリスは550円、フランスは600円という数値が出ている。そういうことを考えても、今日のシンポジウムは抜本的な問題を議論しなければいけないと思っています。大きな国民運動を起こして政府に働きかけて、欧米諸国と同じようなまったく新しい法律にすべきだと言えるでしょう。今日の議論も大きな改正につながると思っています。

治療もカウンセリングもままならない現状

高橋 ありがとうございます。それでは具体的な論点についてディスカッションを始めたいと思います。

最初の論点は犯給法による支給金が、見舞金的な性格しかないということです。このことは医療費に最も端的に現れています。医療費には病院に直接払う手術代や検査代、治療費があります。重篤な障害になった場合の付き添い看護費、さらには入通院の交通費、退院後、重篤な後遺障害が残った場合の介護士やヘルパーの費用、リハビリ費用、また精神的な疾患がある場合にはカウンセリング費用もかかります。これらをすべて含めて、我々は医療関係費という言い方をしており、これからディスカッションでもその意味で使っていきたいと思っています。

今日、体験談をお話しした皆さんが最も困っているのはこの医療関係費です。まず大崎さんにお尋ねしたいのですが、医療関係費で何が一番お困りですか。

大崎 まず病院に入院をしていて、手持ちのお金も7000円しかなく、病院代が払えるのかとても心配な毎日でした。付き添いも頼める状況ではないので、私が付き添いをしていたこともそうです。

高橋 息子さんたちが入院されているときに、大崎さん自身が寝泊まりして付き添われたわけですね。そのとき別の部屋などをとられたのですか。

大崎 いえ、ベッドは借りられませんでしたので、病室にある椅子に座った状態で寝泊まりをしていました。

高橋 ベッドがなかったということですか。

大崎 いえ、お金を出せば借りられる状況だったのですが、そのときは今持っているお金しか使えないかなあという頭しかなく、とてもベッドを借りるような余裕はなかったです。

高橋 それから息子さんたちは、お医者さんから2週間ぐらい入院するように言われたのですね。

大崎 そうです。

高橋 でも実際にはどれくらいで退院をされたのでしょうか。



諸澤英道 常磐大学理事長



高橋正人 弁護士

大崎 最初は3日ぐらいで退院させて欲しいと頼んだのですが、それは無理ですと……。それで10日目に退院させてもらいました。

高橋 それはお金がないからですか。

大崎 そうです。これ以上治療費がかさむと、支払いが溜まっていくのではないかと思っていましたから。

高橋 息子さんたちのカウンセリングはどうされましたか。

大崎 最初は病院から言われて、一度はカウンセリングを行いましたが、これも治療費が大変なことになるのではと思って止めてもらいました。

高橋 海老沼さんは医療関係費では何がいちばん費用として困りましたか。

米田(代) 入院治療費がいちばん大きいですね。当初、入院していた病院で200万円、次の病院でも同じく200万円。ただその後、高額療養費ということで少しバックはありました。はじめはそれを負担するということで非常に大変だったと聞いています。その後、自宅の改修費や車の準備にかかったお金、介護の費用などの支出が大変だったとのことです。

高橋 高額還付を除いていくらぐらい持ち出しになつたのでしょうか。治療費だけではなく、介護費用やカウンセリング費用、住宅改造費などすべて含めてです。

米田 すべて含めると1000万円を超えます。

高橋 全部持ち出しということですか。

米田 そうです。

高橋 では犯給法ではまかなえましたか。

米田 到底まかなえませんでした。

高橋 松畠先生、犯給法の今の実態はどうなっているのでしょうか。

松畠 犯給金には3つの種類があります。ひとつは亡くなられた場合に、遺族に支払われる遺族給付金。もうひとつは障害が残った場合に支給される障害給付金。そしてもうひとつが重傷病給付金。犯給法では、重い障害を負った被害者の自己負担部分を支払うことになっ

ています。なお、医療費の自己負担分と休業損害を合わせて給付額は最大120万円までという上限があります。その際、加療1ヵ月以上、3日以上の入院が要件となります。この重傷病給付金は以前なかった制度で、平成13年度改正でようやく設けられたものです。

高橋 今、お話にあった休業損害とは、被害者本人が入院して仕事ができなくなった際の所得補償のことです。治療費と所得補償、全部合わせて120万円の上限が科せられていますが、では犯給法はそれ以外の付き添い看護費や交通費、介護費用、リハビリ費用やカウンセリング費用などは補償してくれるのでしょうか。

松畠 そういう項目は補償されません。

高橋 まったくないのですか。では介護費用などは全部自己負担になるということでしょうか。

松畠 はい。

高橋 しかもこの介護費用については、皆さんのが入っているいわゆる介護保険は犯罪による被害には適用されません。従ってまったくの自己負担になってしまいますわけです。これが海老沼さんの場合には、大変な負担になったわけです。林さんの場合はどうですか。

林 私の場合、最初の2年間は労災の適用を受け非常に救われ、300万円で済んでいました。入院治療費以外にかかるいろいろな費用を含めれば、多分600万、700万は超えているはずです。それから鍼灸院を閉院して、私が介護に回るということでカバーしてきたのですが、その分、収入が減りました。私に代わって誰かが介護をしてくれるシステムがあれば、鍼灸院を閉じる必要はなかったと強く思っています。

高橋 松畠先生にお尋ねしたいのですが、海老沼さんの場合、医療関係費は1000万円ぐらい、林さんの場合でも、治療費だけで300万の持ち出しがあった。さらに林さんは介護のために仕事をひとつ諦めざるを得なかつた。この現実に対して犯給法は120万円までしか給付しない。この点についてどうお考えでしょうか。

松畠 先程のお話からも、犯罪被害を受けて根本的な被害回復とは何かと考えると、障害を負った方の場合はまず治療だと思います。治療を受けて、なるべく体を元の状態に戻したい。ところが最も根源的な治療を、費用がないために受けられない。ですから現状の犯給法は、経済的な損害の回復という以前に、人間の尊厳を実現できていないというのが私の感想です。

高橋 現在の犯給法は、治療費に関しては健康保険の自己負担分、これを1年間に限り、かつ休業損害と合わせて120万円上限で補償するだけです。しかもさらに問題なのは、病院に行って「犯罪被害に遭った」と告げると、「健康保険は使えません」と言われます。これは違法なのですが、現実にそれがまかり通っている。法律を知

らない被害者は、全額自己負担をしてしまうケースもたくさんあります。健康保険は使えると言ってくれる良心的な病院もありますが、多くの病院では知らない被害者は、泣き寝入りすることになります。

犯給法は健康保険が使って、なおかつその分を1年間だけは補填するのです。さらに高額医療費の場合、月額8万7000円以上かかると還付されることになっています。ところがこれも実態は違います。これは林さんから聞いた事例ですが、医療費を1000万円払い、ある自治体に還付を求めたら、自治体の財政事情で払えないと言われ、還付を受けられなかったそうです。犯給法、健康保険、高額医療の還付についての実態をみれば、被害者は人間としての尊厳を守るどころではありません。

諸澤先生にお尋ねしたいのですが、ドイツでは医療関係費はどのような扱いなのでしょうか。

諸澤 ドイツの場合、被害者補償とともに社会保険費を合わせて、何かしらの制度で必ずお金が出てくるようになっています。社会福祉制度が充実していて、それでももれている分は、すべて被害者補償の制度でカバーできなければおかしいという考え方です。ドイツでは、1960年代にその制度を作ったときに、国が国民を守る義務があるのに、被害に遭ったときに守ることができなかつた。したがって何らかの国の責任として補償しなければいけないと明言しています。

高橋 ありがとうございます。松畑先生、ドイツでは医療関係費は具体的にどのようにまかなわれているのでしょうか。

松畑 医療費は全額無料化されます。制度上、健康保険の自己負担部分については一旦負担し、後ほど支払われることになっていますが、実際の運用では被害者は負担せず、国が直接病院に払い、早めに医療を受けられるようにしていると聞いています。また介護費用、訪問看護、マッサージ、リハビリ費用、医療器具も全部現物支給されているとのことです。



杉本吉史 弁護士

高橋 現物支給とは、一旦自分が支払って、その後、たとえば1年後に国からその金額が振り込まれるというのではなく、そもそも自己負担分は払わないですむというやり方です。現物支給について林さんはどのように思われますか。

林 他にお金を回せるので、現物支給は非常に助かります。被害者に一切負担のない制度にしていただきたいと思います。

高橋 大崎さんはどうでしょうか。

大崎 私も現物支給があれば、子どもを早期退院させることもなく、ちゃんと治療して、カウンセリングなど心のケアも断ることもなかったと思います。

高橋 杉本先生、皆さん、現物支給は法制度として有り得ることでしょうか。

杉本 労災等については医療費は全額現物支給されます。先程、病院側が健康保険を使わせることをいやがるケースがあるという指摘がありましたけれども、現物支給の制度が整えば、こういうことを被害者が言われることもなくなります。被害者が被害に遭われた直後、まだ混乱をしている中で、安心して治療を受けられるという意味でも、現物支給はきわめて本質的、基本的な要求で、この制度を実現することが必要だと考えます。

高橋 たとえば介護士やヘルパーを雇いたいとき、現物支給であればどうなるのでしょうか。

杉本 現物支給の制度ができれば、たとえば業者さんと契約をしたその代金を国に請求するという制度を新たに設けていくことが考えられます。病院が国に請求しているのと同様に、介護費用も業者が国に請求していくシステムを作り上げればいいことだと思います。

一切補償されない事件前の収入

高橋 ありがとうございます。では次の論点に移りたいと思います。現在の犯給法は、犯罪直後の早期の援助を目的としており、一時金が1回だけしか支払われません。実際には事件に遭うと収入が減ってしまいます。現在の犯給法の一時金で、減った収入はまかなえるものなのでしょうか。

松畑 この点は、被害者の鈴木さんの例を考えていただければ一目瞭然です。鈴木さんは犯給法で419万円が支給されました。他方、民事の損害賠償の判決は1億6000万円です。この額の中には相当額の医療関係費用と介護費用が入っているはずです。そう考えれば、まかねないことは明白だと思います。

高橋 ドイツでは収入の減少をどう補償しているのでしょうか。

松畑 ドイツの補償制度で特筆すべきは、年金制度を設けていることです。年金制度の種類はいくつかあり



松畠靖朗 弁護士

ます。ひとつは障害が残った人に対して収入に関係なく支払われる基礎年金です。もうひとつ、減った収入を補償する所得調整年金があり、事故に遭う前に得ていた収入と事故後の収入の差額の42.5%が年金というかたちで支給されます。

高橋 鈴木さんにお尋ねしたいのですが、ドイツの例のように、事件前と事件後の収入の差額の一定割合を年金で補償する制度ができたら、どのように救われたと思いますか。

中村(代) 事件前には収入が手取りで100万円ぐらいあり、事件後はゼロになりました。そのため通院費や薬代、リハビリ費用については非常に不安で、思うように受けられません。また付き添う人に費用を払う経済的な余裕が今ありませんから、その差額が補償されれば大変に助かると思います。

諸澤 現物支給の話と生活費の話と両方あると思います。現物支給というのは病院に行っても(お金を)払わなくていい、別ルートでちゃんと払うということです。それともうひとつは分けて支給されるお金です。ドイツの話に出ていた年金もそうですが、カナダでもニュージーランドでも日々、生活費として支払われています。こういうことが必要だと思います。

高橋 医療関係費は現物支給をして、生活費として収入の減少分を補填するということが諸外国では行われているわけですね。

ここでちょっと意地悪な質問をしてみたいのですが、収入の差額を補償する場合、事件前には大変高額な収入を得ていて、事件後はゼロになった。その差額を毎月年金で補償するということは、果たして理解が得られるのでしょうか。

杉本 今の質問の前に言っておきたいのは、被害に遭うことによる収入減の問題は家族単位で見なければいけないということです。直接の被害者だけではなく、家族全体で収入が大きく減ってしまうのが犯罪被害の特

徴だと思います。こうした家族全体の収入減を前提にして、ではどこまでカバーされるべきか。ひとつの考え方として、年齢や仕事内容に応じた賃金の基準をベースにして一定金額までの上限ということで定めていく考え方があります。平均賃金だけで十分かどうかは、今後さらに検討していく必要があると思っています。

高橋 今の日本の平均賃金はどれくらいですか。

杉本 すべてをならすと年収で約430万円になると言われています。

高橋 松畠先生、ドイツは平均賃金という上限が設けられているのでしょうか。

松畠 ドイツで所得の差額を補償する際、従前得意ていた金額というのはその人が現に得ていた金額というわけではないようです。職業別にこと細かく仕事の内容について細分化された表があり、その平均賃金を出して、その平均賃金を元に、今いくら減ってしまったのかを問題にします。

高橋 大崎さんは共働きだったわけですが、事件前と事件後で収入の差額はどのくらいになっていますか。

大崎 私と女房と合わせて480万円ぐらいの収入がありました。事件後は150万円ぐらいの収入減になっています。

高橋 収入減にさらに医療費が別途かかるわけですね。

大崎 そうです。

今、苦しんでいる被害者のために遡及を

高橋 それでは次の論点に移りたいと思います。遡及効がない、過去に遡って適用されないという問題についてです。1980年にできた犯給法には遡及効がありませんでした。当時、犯給法を作るために市瀬朝一さんと一緒に運動された方を林さんはよくご存じですので、ご自身のことも含めて、この問題についてお話しただけないでしょうか。

林 私個人の家計について考えると、遡及効がないために非常につらい思いをしています。犯給法ができた当時の人たちも、法律ができることが決まってから自分たちにも遡及してほしいという運動をされました。認められなかった。それでその組織はつぶれて、活動はなくなってしまった。結果的に犯給法は、2000年にあすの会ができて、岡村先生が委員になるまで、20年間見直しがありませんでした。被害者の組織が生き残るためにも遡及は必要です。2年前にできた支援法も遡及をしませんでした。これだけの借金状態になっていたので、なぜ遡及をしてくれないのかと思いました。経済支援については、今困っている人を救うことが一番大事だと私は思っています。

松畠先生にお尋ねしたいのですが、遡及がないといふのは経済的な立法では本来の建前なのでしょうか。

松畠 法律は施行されてから効力を生じるというのが原則論になっていて、遡ることは例外ということだと思います。ただし経済的な補償制度を作る目的は、今、現在苦しんでいる人を救済するためです。実際、オウム真理教の特別立法は遡及しています。また、各種薬害関係の救済法も遡及しています。まさに今、苦しんでいる人の救済を目的とする法律であるから、その人たちを対象とするというのはあるべき考え方なのではないでしょうか。

杉本 おっしゃる通りだと思います。犯罪被害者の現状を救済していく、支援していくという基本法の理念を被害者の経済的な支援に及ぼすためには、新しい補償制度と遡及は必ずセットでなければいけません。

高橋 諸澤先生、諸外国は経済的な立法に関して遡及が原則となっているのでしょうか。

諸澤 30年前に日本がこの法律を作ったとき、参考にしたのはイギリスです。イギリスのやり方を私は損害賠償補填型という言い方をしています。そしてもうひとつやり方は、生活回復型と私が呼んでいるものです。根本に、本来は犯罪者が賠償すべきところを現実にはしないから国が補うのだという考えが、イギリスを真似た日本にはある。そのため時効という期限をつけたり、遡及をしないということになります。ところがイギリスは1995年から考え方を改めました。アメリカもやはり94年に大きく変えた。年に500億円ぐらいあるうち、被害者に直接払うのは100億円ぐらいで、あとの400億円はいわゆる現物支給や生活回復のために使っています。今困っている人にはすべて出す。事件がいつだったかということはまったく関係がありません。イギリスもそういう方向へ向かっていて、生活を取り戻すために国が全面的に責任を持つという原則を立てれば、遡及云々という話はそもそもないものと思います。

犯給法適用で受けられなくなる生活保護

高橋 困っている人たちがいるから、こういう運動が起きて、法律ができるわけです。ですからその困っている人に適用されなければ何のための運動で、法律かということでしょうか。ドイツでは1986年に被害者補償法が新たにでき、1949年の犯罪まで遡って補償されることになったそうです。

最後の論点は、本当に切実な問題です。犯給法によりお金が支給されると、生活保護が出ない、カットされる。厚生労働省はそんなことはないと言いますが、私に相談に来る方は生活保護をカットされる事例ばかりです。この点について、鈴木さんの場合をもう一回確認し

たいのですが。

中村 鈴木さんには、給付金が419万円出ましたが、市に生活保護の相談をしても、そのことを理由に申請すらできないのが現状です。

高橋 あすの会会員の岡本真寿美さんは、全身火だるまにされて大変重篤な後遺障害を受けました。犯給法により700万円が支給されたために、生活保護が受けられないことが大問題になったそうです。大崎さんの場合も、犯給法による支給はまったくありません。なぜなのでしょうか。

松畠 犯給法は、一定の親族関係があると支給をしない、もしくは減額をするという規定を設けているからです。そもそも最初に犯給法ができたとき、通り魔と故意の犯罪行為による被害者を救済するお見舞金的な性格を持っていました。平成20年の改正で、被害者の自立支援を目的とするということが書かれましたが、犯給法の申請をすると、いまだに「これは通り魔的な被害を念頭に置いているので、支給制限になりますよ」と説明される場合があります。

高橋 これに関連して警察庁から通達が出ていますね。

松畠 犯給法7条の条文に、加害者と被害者の間に密接な関係があったときに支給を制限するというものがあります。この「密接な関係」について警察庁から通達が出ており、犯罪被害者または第一順位遺族と加害者との間に、同居・交友・同一職場における勤務・継続的な商取引等の関係のあった当事者間に人間関係を含む深い関係が生じており、この関係が当該犯罪行為の背景事情になっている場合がある、とある。つまり、男女の関係のものれや、職場における同僚間のトラブル、取引先との間のトラブルが犯罪の背景にある場合は、支払いは制限されてしまうということになります。

高橋 この通達によれば、今の犯給法は減額されるのが原則で、満額支給されるのはきわめて例外的な場合だと書いてあるようなものです。

諸澤 アメリカの場合、14万件ぐらい支給されていますが、そのうちの約4分の1が子どもに対する虐待で、8%ぐらいがドメスティックバイオレンスです。日本では、夫婦間のトラブルで補償金を出したり、子どもが虐待されて、そこで払うと、当事者が金をもらうことになるという発想しかできない。

今こそ求められる被害者補償

高橋 時間が押し詰まって参りました。このようにいろいろと大きな問題点があるということで、あすの会では今、新しい被害者制度の要綱案を考えております。まず見舞金的な性格を完全に払拭して、医療関係費はすべて現物支給にしていく。さらに事件前と事件後の

収入の差額を、年金として保障していく。さらに遡及的に適用し、生活保護も当然受けられるようにする。こういった案を考えております。

最後に杉本先生、まとめの言葉をお願いいたします。
杉本 平成20年の犯給法の改正に伴い、その目的は次のように規定されました。「基本法の理念を踏まえて、犯罪被害者の尊厳ある自立を支援することを理念とし、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、経済的な負担の軽減を図るための支援を行う」。この部分は基本法の理念を踏まえているのですが、「社会の連帯共助の精神に基づき」という、これまでの恩恵的な措置としての給付金という部分が残りました。基本的にこの犯給法に基づく給付金は、恩恵的な性格のものであるという点は変わっていないということだと思います。それが具体的な内容や、補償の範囲、程度に如実に現れている。その意味で、恩恵ではなく、被害者の権利に基づく補償制度を新しく作っていく視点が今、求められているのです。

高橋 犯罪被害者は決して恵みやなぐさめを受ける対象ではありません。そもそも犯罪に遭う理由がない。罪を犯す方が悪い。それを守れなかった国にも責任がある。犯罪被害者等基本法の前文には、「安全で安心した社会を実現することを国の責務として定め、犯罪被害者が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、必要な支援を途切れなく行ってい

く」と書いてあります。その上で、基本法第3条は、すべての犯罪被害者等に、その尊厳に相応しい処遇を保障することを明確に権利として定めている。したがって、私たちが考えている、この新しい被害者補償法というものも、恩恵ではなく、権利として認めてほしい。治療費すらまともに払えないことがないような社会、安全で安心した、被害者が泣かないで済むような社会を、私たちは作っていきたいと考えております。ありがとうございました。



全国犯罪被害者の大會

活動報告

昨年の第10回大会で「被害者参加制度における被害者意思の尊重」「重大犯罪に対する公訴時効の廃止・大幅な延長・遡及適用などの刑事訴訟法の改正を求める」「被害者への新しい補償制度の推進」という3項目を決議しました。

被害者参加制度における被害者意思の尊重については、さまざまな活動をしていますが、今、我々の要求通りにはいっていない状況にあり、引き続き取り組んでいます。2点目の公訴時効の廃止等については十分とは言えませんが、ある程度の成果が見られました。3点目の補償制度の件については、少しづつ制度の創設に向けて準備を進めているところです。

そのほか犯罪被害者等基本計画の見直しなどの専門委員等での活動、犯人探しのビラ配り、各種講演会・シンポジウム等での啓蒙活動、法律相談等、会の目的に沿った活動を続けてきました。

大会決議

今大会の決議として次頁以降に掲載した3項目を提案いたしました。3つの決議は、いずれも大会参加者の拍手によって承認されました。

代表幹事 退任の辞

岡村 熱

開会の挨拶で申し上げました通り、この度代表幹事を退任することになりました。

この会を立ち上げた当時は、国からは限られた場合だけに少額の見舞金的な給付金制度があり、法務省は犯罪被害者等保護法の検討を始めましたが、犯罪被害者は、司法からも、国からも、社会からも見捨てられた棄民である、難民のような状態に置かれていました。

11年前の今日、全国の犯罪被害者が集まって『犯罪被害者は訴える』と題するシンポジウム(実際は体験報告)を開き、それぞれの被害体験、被害者のおかれた実情を発表しました。まるで地獄絵を見るような悲惨な報告が続きました。

国や社会が何もしてくれない以上、被害者自身が立ち上がって、被害者の権利と補償制度の確立に努める以外にない、ということで、シンポジウムに続いて犯罪

被害者の会が結成されたのです。

少し私事を話させてください。

深夜に自宅に帰ってみると、薄暗い門壁の内側に上を向いて妻は倒れていました。私を怨恨みして狙い続けた男の仕業です。妻を身代わりにして、おめおめ生きていて良いのか、どうしたら後を追って死ねるか、そればかり考えておりました。雪の降る夕方、倒れていた妻と同じ状態で私は寝ていました。凍死してもよいと思っていました。どうして家に入ったか覚えていません。恐らく姉が驚いて家に入れのではないかと思います。

妻を殺害した加害者を絶体に許すことはできません。仇を討ちたい。しかし今の制度ではそれはできない。国が遺族に代わって仇を討ってくれるというとそうではない。「裁判は被害者のためにやっているのではない。公の秩序維持のためである」といって被害者を突き放す。それでいて捜査や裁判で必要があるときは一方的に呼び出す。こんな馬鹿な制度を誰が作ったのだ。加害者を裁けるのは被害者のはずだ。こんな法律は私が死ぬときは道連れにしてやる、と心に誓いました。

それから11年間、被害者の皆さんとともに夢中になって活動しました。お陰様で犯罪被害者等基本法、被害者参加、損害賠償命令、少年審判の傍聴、凶悪犯罪の公訴時効の廃止など、十分ではないにしても刑事司法のなかで被害者の権利は大幅に認められ、「刑事司法は被害者のためにあるのではない」とする最高裁判例は、犯罪被害者等基本計画で修正されました。

しかし、今日のシンポジウムに見られるように、補償制度は不十分のまま残されております。いくら裁判に参加しても飯が食えない、生活ができない、医者にもかかるといふことでは真の救済にはなりません。被害を受けた日から再び平穏な生活を営むことができるまでの間、途切れることなく必要な支援を行うという犯罪被害者等基本法の基本理念は、全く実現していないのであります。

この問題を残して代表幹事を去ることは忸怩たるものがありますが、代表幹事を全うできない事情をご理解いただきたいと存じます。

70歳から運動を始めた私も、81歳になり、4月には82歳になります。一昨年の秋には、心筋梗塞になりステント挿入手術を受け、医師の管理のもとで生活しています。加えて昨年の猛暑で一段と体力を消耗しました。

事件直後から、自分の家を放擲して私の世話をしてくれていた姉、第1回の大会からずっとこの大会には出ておりました姉が、4年前に脳溢血で倒れて入院加療中

であります。大会には毎回来てくれていたもうひとりの姉は、昨年暮れ肺臓がんで死去するという環境の変化もありました。

これからは、新しい代表幹事、代表幹事代行、副幹事、幹事の方々が、補償問題を始めとする諸課題に積極的に取り組んでくださいますし、私も顧問としてできる限り協力する積もりでございます。

連合国最高司令官マッカーサー元帥は、解任されたとき「老兵は死なず、ただ消えゆくのみ」とアメリカの上院で演説しましたが、私はこのまま消えてゆくつもりはございません。生きている限りは、しっかりと生きていたいと思っておりますので、従来通りご厚誼のほどよろしくお願い申し上げます。

11年間にわたる皆さんのご支援ご協力に対して、心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

活動報告

今大会における役員人事は以下の通りです。

[退 任]

岡村 純 代表幹事(顧問に)、白井孝一 副代表幹事

[留 任]

幹事・会計監査全員

[新 任]

林 良平 代表幹事、松村恒夫 代表幹事代行、
土師 守 副代表幹事、高橋正人副代表幹事(顧問弁
護団)

代表幹事 就任の辞 新代表幹事 林 良平

大変重い役割を仰せつかりました。今、岡村代表の話を聞いて、この十数年が走馬灯のように思い出されて、今でも涙が出そうです。みんなのために、そして岡村先生のためにも引き受けたことにいたしました。若輩で、岡村先生の毛ほどの力もございませんが、各幹事の方も留任していただき、集団指導的な形で、みんなの応援もいただき、そして今日、ここにいらっしゃる会員の皆さん、諸先生、そしていろいろな方々、マスコミの方々の助言のもとで進めていかなければと思っております。

やはり一番大事なのは、今、困っている人を救うということだと思います。岡村先生も顧問としてちゃんと残ってくださるわけですから、みんなで今後も一緒に進んでいただけたらありがたいと思っております。

簡単ではございますが、まずはこれを抱負として挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

第11回 全国犯罪被害者の会(あすの会)大会決議

2011年1月23日

第1決議

現在の犯給法は、見舞金的性格ないしは損害の一部補填という性格が強いため、医療費が完全には無償化されておらず、また、一時金でしか支払われていない。この考え方を抜本的に改め、本当に困っている人に十分に途切れることなく補償し、被害を受ける前の平穏な生活を取り戻すことができるような新たな「生活保障型」の被害者補償制度を創設し、かつ過去の犯罪被害者にも遡って適用されることを求める。

理 由

凶悪犯罪の被害に遭うと、被害者は日々の生活費にも事欠き、悲惨な状態に陥る。資力のない加害者から賠償が得られることはほとんどなく、改正されたとはいえ、現在の犯給法のように、見舞金ないしは損害の一部補償という形で一時金として支給される方法では、当座の支出であつという間に使い切ってしまい、人間としての尊厳を守るどころの話ではないのが実情である。治療費

に至っては、一旦被害者が負担しなければならず、その上限も休業損害と併せて120万円に決められ、また、付添看護費や将来の介護費、リハビリ費用、住宅改造費・ハウスキーパーなどの環境整備費、義足などの費用、通院交通費、カウンセリング費用については、改正犯給法では、考慮されておらず、これらの将来の莫大な費用が、被害者の生活をさらに苦しめている。さらに、経済的な困難に陥っているか否かに関わりなく、一律に年齢区分ごとに一定の倍数を掛けて一時金を支給する現行のやり方では、裕福な人も、そうでない人にもすべて国が補償することになり、本当に困っている人にとっては、とても被害回復におぼつかない反面、裕福な人には、必要ではないのに支給されるといった矛盾した状況となっている。加えて、犯給法は、通り魔殺人を念頭においているため、通り魔殺人事件以外での殺人事件などでは、原則として支給額が減額されることになっている。そこで、従来の犯給法の考え方を抜本的に改め、本当に、困っている人に必要かつ十分な補償を、途切れることなく補償し、被害を受ける前の平穏な生活を取り戻すことができるよう、全く新たな「生活保障型」の被害者補償制度を作り、かつ過去の犯罪被害者にも遡って補償されるべきである。

第2決議

死刑制度の廃止ないし執行の停止には反対であり、死刑制度を存続させるべきである。

理由

死刑廃止論者の中には、死刑にしても被害者が生き返るわけではないから、生かして償い、謝罪させた方が良いと言う人もいる。しかし、被害者遺族が死刑を求めるのは、被害者を生き返らせる方法がないから、命をもって謝罪して欲しいからである。生かして償わせるという空虚な言葉は、被害者を侮辱し、傷つけるものである。死刑は残虐で野蛮だから廃止すべきという意見もあるが、野蛮で残虐の限りを尽くして殺害した加害者ることは不問にして死刑は残虐だというのでは納得できない。死刑の廃止は世界の潮流だとも言うが、「汝の敵を愛せよ」というキリスト教国から始まった死刑廃止の流れを、「因果応報」の仏教思想に基づく我が国の文化に当てはめることはできない。世論調査でも、死刑存続が国民の85%を占めている。誤判の恐れがあるから廃止すべきという論者もいるが、全ての殺人事件で誤判の恐れがあるわけではない。科学検査の技術も進歩したし、裁判員の目も光っている。疑わしきは罰せずの原則を貫くことで誤判を避けることもできるのである。また、仮出獄を認めない絶対的終身刑を導入し、それまでの間、死刑の執行を停止すべきであるという意見もあるが、被害者は自ら支払う税金で殺人者を養っていることを腹立たしく思っており、我慢できるものではない。死刑制度を存続させるべきだというのが凶悪犯罪の被害者及び国民の大多数の意見である。

第3決議

出所後の加害者からのお礼参りを防止するため、凶悪犯罪で、かつ受刑態度が悪い加害者については、加害者の出所後の生活状況について、刑期満了後も必要かつ十分な調査を国が継続的に行って被害人に情報を提供したり、加害者が被害者の周辺に立ち入ることを禁止したり、警察が被害者の身辺を警護したりするなどの新たな被害者保護制度を構築することを求める。

理由

被害者の中には、服役態度が最低ランクに属しているにもかかわらず、現に服役している加害者から、出所後のお礼参りを示唆する脅迫文が送られてきている例がある。ところが、現行制度では、被害者への情報の提供は、出所予定日、最初の居住予定地、5段階で分けた服役態度の情報提供だけに限られている。また、最初の居住予定地も受刑者の自己申告に基づくものであるし、その後、居住地を変更されたら被害者は加害者の動向を知るすべがない。

そこで、凶悪犯罪で、かつ受刑態度が悪い加害者については、出所後も継続的に加害者の居住地や職場を国が追跡調査して被害人に知らせるとともに、被害者に加害行為を行う特異な行動が覚知されたような場合は、被害者周辺への立入り禁止や、警察による身辺警護ができるようにし、被害者が安全で安心した生活を送ることができる新たな制度を作るべきである。

第11回全国犯罪被害者の会 大会・シンポジウムに参加して

今回で5回目のシンポジウム参加となります。参加するごとに犯罪被害者の権利が拡大されており、あすの会の方針が世の中の多くの人々から賛同を得られているのだなと感じます。

さて、政権交代をしてから1年以上たますが、民主党政権になってから死刑の執行が極端に減っていると感じます。ある国会議員が述べておられましたが「政権が交代すると、司法にも大きな影響を与える」という言葉を表す状態だと思います。あすの会の決議の提案理由にもありましたように、死刑制度は国民の8割以上の方々が賛成しております。ごく一部の人達の思想や信条で死刑の執行を停止することは許されないと思います。新しく法務大臣になった江田大臣も死刑制度に疑問を述べております。国民全体で死刑についての議論が必要なのではないかという主旨の発言もしております。私は死刑についての議論があつてもいいと思います。しかしその結果で死刑制度を維持していくべきだという意見が多数だった場合はそれに基づいた行動がとられていくべきです。

岡村代表幹事長い間大変お疲れさまでした。(会社員・男性)

岡村先生が代表を退かれる由、報道で知りました。長い間お疲れ様でした。今後共、益々のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。私はこれまで御会に僅かな寄付を行うことよりほかに何もしてこなかった者ですが、引き続きこれを行うとともに、刑法その他の関係諸法規が被害者の立場を考慮するものに改善・改正されることを念願し、御会に関わらせていただきます。

本日は、犯罪被害者補償制度についてその必要性を学ばせていただきました。根本において、犯罪の予防、対策等は国の役割であり、その被害者および親族等の近親者が国の支援を受けないことはあり得ないことにだと確信するに至りました。犯罪被害が事後に及ぼす影響の広さに鑑み、適切な対策がとられるように法制度の整備を強く要望します。憲法に定める基本的人権の尊重をふまえ、今回の全決議に賛成・賛同します。「人間としての尊厳」を守れとの主張に賛同します。ただし、素人考えで唯一懸念されることは、せっかくの善意の制度が反社会的な人々や団体に悪用されることです。(教員・男性)

平成20年に犯給法が改正されて自賠責のみの補償がされると思っていたのですが、実際には必要な治療費も生活費にも事欠く被害者の方々のお話を聞き、経済的補償の必要性を実感いたしました。シンポジウムはとても勉強になりました。自分には何ができるだろうかと考えさせられました。被害者支援に携わる者として今後も努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。(公務員・女性)

最後にご紹介するのは、関東集会の二次会会場だった居酒屋の店主・村上飛勇さんからお寄せいただいた一文です。法学部卒の村上さんは、二次会での我々の話を聞いておられ、直接お招きはしなかったのですが、当日、大会にお越しくださいました。

全国犯罪被害者の会(あすの会)様

村上 飛勇

あの日、偶然街で皆様にお会いしなければ今でもその名前すら知らなかつたでしょう。

名前を知ることがあっても、その活動に興味を持つことはなかつたでしょう。

被害にあった方が公的な支援もされず、権利も保障されずに二次被害、三次被害でこんなにも苦しんでいることを知りました。

皆様の活動により犯罪被害者等基本法、被害者参加制度などの成果をあげられたことを知りました。

このような機会を与えて頂いた皆様に感謝いたします。

いつ誰が事件に巻き込まれ被害者になるかわかりません。

身近な人が犯罪被害で苦しんでいるかも知れません。

他人事で済ませてはいけないことです。

苦しんでいる人を守るために理解するために知らなければならぬことです。

被害者の体験談を本人から直接聞くのは勇気のいることでした。

怒り、苦しみ、悲しみ、様々な感情を当事者の立場で受け入れるのは精神的にとても体力のいることです。

新聞やテレビのニュースでの出来事と思い「かわいそう」なんて思いで他人事で済ませてしまっていたことは否めません。

知らなければ防ぐことも守ることも変えることもできません。

知っていても他人事と思っていては何も変わりません。

この出会いを機に、先ずは犯罪被害者の方の苦悩を理解すること、知ることから始めようと思ひます。

一日も早く被害者の権利が確立するように、また、多くの賛同と共感を望みます。

紙面の関係で掲載できませんでしたが、同店の鈴木様からも感想文をいただきました。

活動報告 2010年12月～2011年2月

2010年12月

- 3日 宮園幹事は諸澤顧問の依頼で慶應義塾大学法学院にて「犯罪被害者の会(あすの会)の設立と犯罪被害者基本法の成立まで」と題して講演した。
- 11日 宮園幹事は杉並区の依頼を受け「犯罪被害者の現状と地方公共団体の支援」について講演した。

2011年1月

- 12日 第11回大会および岡村代表幹事退任について記者発表した。
- 同日 松村副代表幹事が第8回基本計画策定・推進専門委員等会議に出席した。高橋(正)幹事が随行した。
- 18日 高橋(幸)幹事が第5回犯罪被害者メンタルケア研修会で「犯罪被害者の声」と題して講義した。
- 20日 林幹事が大阪府警察学校にて被害者支援について講義した。
- 23日 第11回全国犯罪被害者の会(あすの会)大会を東京・北の丸公園の科学技術館サイエンスホールにて開催した。
- 26日 林代表幹事と高橋(幸)幹事が内閣府モデル事業「犯罪被害者の精神的被害回復を考える講演会」で

体験報告をした。

2011年2月

- 6日 内村幹事の未解決事件に関する犯人情報を求めて千葉駅で県警協力の下、ビラ配りをした。
- 12日 高橋(幸)幹事が常磐大学長井進教授を招き「地方における実質的支援のあり方」について「おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ」と意見交流を持った。
- 18日 岡村顧問と松村代表幹事代行は安倍元総理大臣を訪問し、感謝状を手渡した。(贈呈式欠席の議員の方々にもお届けした。)
- 同日 渡辺幹事は神奈川県保護司連合会県南ブロックにて、被害者の立場から講演した。
- 22日 松村代表幹事代行は帯広刑務所にて「被害者の視点を取り入れた教育」の一貫で講演した。
- 24日 岡村顧問、松村代表代行、宮園・渡辺・内村幹事、田村会計監査が江田五月法務大臣を訪問し、大会の決議内容が早期に実施されることを要望した。
- 同日 坂口まゆみ会員が少年院豊ヶ岡学園にて「被害者の視点を取り入れた教育」の一貫として被害者の立場から講演をした。

幹事会、関東・関西・九州集会、弁護団会議報告

幹事会報告 第97回(平成22年11月)～第100回(平成23年2月)

第97回 平成22年11月14日

岡村代表が重ねて退任の意向を表明されたので、今後の体制について検討することになった。内閣府が犯罪被害者週間行事の中央大会に「被害者の裁判参加、少年事件審判傍聴、公訴時効廃止」に反対した小林美佳氏をパネリストに選んだのは、不適切であり、降板させてほしいとの要請状を内閣府に送った件につき話し合われた。内閣府からの回答を受けて、中央大会での当会パネル出展中止、抗議文を内閣府犯罪被害者等施策推進会議会長の官房長官と太田室長に送ることにした。第11回大会の内容について再度審議され、プログラムに岡村代表の退任の挨拶を入れることになった。裁判員裁判下における死刑判決について議論された。

第98回 平成22年12月5日

平成22年度犯罪被害者週間行事について議論され、内閣府の小林氏や河野氏の人選は理解できないとの認識を共有した。第11回大会の内容について詰められた。各役割も確認された。又懇親会の費用についても議論され決定した。役員改

選について議論され、岡村代表の顧問就任、白井副代表の辞任が了承された。新代表幹事は林幹事、副代表幹事は、松村氏留任、新たに土師幹事、高橋弁護士を選任した。ニューザーランドとして、日弁連との応酬特集を出すことにした。

第99回 平成23年1月8日

1月23日の大会において、岡村代表幹事の退任に伴い、これまで会の運営に多大な支援をしてくださった方々に感謝状を贈呈することになった。人選について議論され、候補者が推薦された。大会プログラムの詳細が決定された。会の今後の体制についても議論され、叩き台として、林新代表幹事は、関西在住なので、便宜上松村氏が代表幹事代行となり、他の幹事・役員は再任とすることが検討された。会の規約改正案が審議され、了承された(承認は大会にて行われる)。今後の幹事会は、奇数月に開催するが、5月までは、毎月開催とした。

第100回 平成23年2月20日

林新代表幹事より、幹事会と各地集会の連携の推進、会員・

顧問弁護士にもメリットがある活動をしたいとの抱負が表明された。第12回大会を平成24年1月22日(日)に開催することを決定した。第2次基本計画策定・推進専門委員等会議が1月12日に開かれ、新たな経済補償制度等を検討する会を同会議の下に設ける等を含む第2次基本計画が了承された旨報告された。国民

の理解を得るための情報発信の必要性が議論され、会ホームページの改訂に着手することになった。大会決議の具体化についても議論された。被害者参加裁判の経験者に集まってもらい、問題点を検討することになった。23日の大会の席上感謝状をお渡しきななかった方々へは、時間調整のうえお渡しすることになった。

関東集会報告 第97回(平成22年11月)～第100回(平成23年2月)

第97回 平成22年11月20日(土)出席者15名(会員13名)

幹事会報告がなされ、犯罪被害者週間国民の集いの中央大会や地方大会の日程が会員に周知されました。特に、中央大会(12月1日)のパネリストとして、小林美佳氏が選ばれていることについて、内閣府への疑問が報告されました。氏は、あすの会が要望して実現できた、刑事裁判への被害者参加制度や公訴時効の廃止・延長等に、ことごとく反対していたことなどが報告され、その様な人間を犯罪被害者週間の中央大会にパネリストとして呼ぶ内閣府の姿勢に、会員からは、驚きと怒りのこもった意見が出されました。また、会員の近況報告と併せ、あすの会の今後について、会員の思い・要望を聞いたところ、全員が、癒しの場になっているし情報収集の場でもあるので、今後もあすの会は是非存続してほしいとの意見でした。

最近の裁判員裁判についても(死刑求刑事件)話し合いました。の中でも、「永山基準については、裁判官のよりどころであり、裁判員は市民の良識で判断すれば良いのであって、永山基準に縛られる必要はない」との意見に、一同納得しました。

第98回 平成22年12月18日(土)出席者21名(会員17名)

幹事会の報告があり、平成23年1月23日(日)に開かれる第11回大会の詳細が報告され、幹事は10:00、会員は11:30に会場集合が確認されました。全員の力で大会を成功させようとの意思統一をしました。

会員の近況報告では、犯罪被害者週間国民の集いの千葉大会に参加した会員から、基調講演をした松本サリン事件の被害者の河野氏の「私は事件当初、加害者と思われていた。後に被害者となった。被害者の家族と同様、加害者の家族も大変な思いをしているので考えてほしい」との発言に、とても違和感を覚えたとの発言があり、出席者からは、犯罪被害者週間の

大会に、加害者的心配をする人を呼ぶ内閣府の姿勢を、中央大会の小林美佳氏のことと併せ怒りの言葉が相次ぎました。

集会終了後は、忘年会を行い、懇親を深め、来年も元気で活動することを約束して散会しました。

第99回 平成22年1月15日(土)出席者19名(会員16名)

第11回大会・シンポジウム前の集会であり、各自の役割分担を確認し当日スムーズに行動できるようにしました。

第2次犯罪被害者等基本計画案について報告、説明がありました。

死刑廃止議員連盟の動きがあるので、あすの会としては何らかの働きかけが必要ではないかとの意見が出されました。

出所した受刑者の再犯率31%という統計結果に、再犯者の責任は誰がとるのかはっきりさせる必要があるという意見が多くありました。

8日後に迫る大会では、岡村代表が退任されるので会員一同が団結し、会が滞りなく進行するよう協力することで一致しました。

第100回 平成22年2月19日(土)出席者19名(会員17名)

犯罪被害者等基本計画見直しについてパブリックコメントは486人から回答がありました。あすの会大会決議にもある新たな被害者補償制度の検討が3年以内にあるので、会として見守ることにしました。

死刑廃止を推進する議員連盟について話し合われました。2009年12月の参加国会議員は約80名いますが、当会としてはこの会の動きに注視していくことにしました。

今大会決議の具体化のために、会員が協力して活動するために細部にまで説明を受けました。

関東集会 次回以降のお知らせ

日時：4月16日(土) 時間：14:00～16:50 場所：事務局までお問い合わせください。会費：500円

関西集会報告 第111回(平成22年12月)～第113回(平成23年2月)

第111回 平成22年12月5日 出席者12名(会員10名)

あすの会設立後、10年が経過し出所後の報復防止対策など不安感を抱いている会員が多くなってきました。満期出所の場合、どのような対策がとられるのか話し合われました。加害者の出所時、被害者が住居の移転等の必要に迫られた場合

は、公営住居に入居ができるような措置があるのか、出所時の情報提供については被害者に正確に知らされるのかなどの疑問や意見が出されました。

また、今年一年を振り返り、被害者支援の方が講演を行われているケースが増えている現実をふまえ、被害者自身の言葉

によって訴える方が、聞いている方々の心に響くという意見があり、学生向けや、刑務所などで講演を増やしていくための対策を議論しました。

第112回 平成22年12月5日 出席者12名（会員10名）

幹事会と日程が重なり幹事会報告はありませんでした。犯罪被害者関連のDVD上映の後オープン前にパブコメの意見結果の検討を行いました。

その後2011年度に関西集会として、どういう活動をしていくべきかを協議しました。具体的には、今後、関西集会会員が講演依頼を受けるには、大阪府などの行政機関の講師登録が必要になるでしょう。新しい補償制度実現のための活動と共に、教育委員会などへの働きかけの必要性が話し合われました。

加害者の出所が近い会員が増えてきているため、加害者の出所に関する問題点などが話し合われました。

第113回 平成23年2月6日 出席者11名（会員7名）

DVDの上映も含めて、11回大会の報告がありました。その報告を受け、岡村代表が辞任をされ、関西集会の林さんが代表幹事となられたため、今後の運営委員会について話し合いがクローズの時間になされました。

その後オープンで、高橋弁護士も参加をしてください、11回大会の決議の具体化について話し合いが行われましたが、その時間の多くは、新しい補償制度をどう具体化していったらいいのかの話し合いででした。

関西集会 次回以降のお知らせ

日時：5月1日（日） 時間：13:00～17:00 場所：クレオ大阪 会費：1000円

九州集会報告 第48回（平成23年1月）

第48回 平成23年1月30日（日） 参加者8名（会員3名）

幹事会報告と第11回大会の報告と説明、大会での感謝状贈呈の経緯、パネルディスカッション「新しい犯罪被害者補償制度」パネリスト被害者の過酷な経済的困窮状況、現犯給法の不備を話しました。

決議3項についての報告と説明、役員改選による代表幹事の交代、新役員の報告がありました。岡村前代表が犯罪被害者の権利獲得の為に、長年ご尽力され辛苦されたことを改めて振り返りました。

ニュースレター39号掲載の内閣府中央大会のパネリスト問題について説明しました。

近況報告より、佐賀県鳥栖市の未解決殺人事件、福岡市香椎の未解決殺人事件についてチラシ配布を行う（協力）報告がありました。

福岡高裁で県公安委が「犯給遺族給付金不支給裁定」とした裁定取り消しを求めた控訴審判決を傍聴した報告がありました（県公安委敗訴。上告した）。

福岡高検より九州沖縄8県の地検支援対策室員を対象に、被害者の要望する実状に添った支援ができるよう研修会を行う報告がありました。

県生活安全課より昨年10月久留米市と福岡市の支援窓口職員研修会講演のアンケート調査結果が報告されました。

九州集会 次回以降のお知らせ

次回以降の開催期日・場所は未定です。

報道おぼえがき — 平成22(2010)年11月～平成23(2011)年2月

2010年 11月	1日 東京地裁 耳かき店員ら殺害事件で検察側が裁判員裁判で初めて死刑を求刑した殺人事件で殺人罪として問われていた男に無期懲役の判決
	16日 横浜地裁 東京歌舞伎町のマージャン店経営者ら男性2人が殺害された事件の裁判員裁判で6日間の審理と3日間の評議を重ね初の死刑判決
	19日 仙台地裁 保険金目当てで夫を自殺に見せかけ殺害した妻に無期懲役の判決
	23日 埼玉県・吉川市 内縁関係の女性、知人男性ら3人を殺害したとして殺人と傷害の罪に問われた被告に無期懲役の判決
	同日 千葉地裁 両親を殺害し現金を奪ったとして強盗殺人罪に問われた被告に無期懲役判決
	26日 仙台地裁 宮城県・石巻市 元交際相手宅に押し入り2人を殺害1人に重傷を負わせたなどとし殺人罪に問われた19歳の少年に死刑判決。裁判員裁判で少年の被告でははじめての死刑判決。
12月	2日 福岡高裁 傷害致死罪適用し懲役10年を言い渡した1審の福岡地裁の裁判員裁判について2審の高裁で判決に法令違反があると指摘し判決を破棄
	同日 大津地裁 女性の頭を鈍器で殴りタンクに落として窒息死させた容疑で交際相手の男に被告側の直接証拠のないとの無罪主張を退け、懲役27年の実刑判決
	3日 東京地裁 中央大学教授が教え子の学生に刺殺された事件で妄想性障害で心神耗弱を考慮して懲役18年
	同日 さいたま地裁 母親と弟を殺害したとして殺人罪に問われた男に懲役30年を言い渡す。弁護側は極度のうつ病で心神耗弱だったとし刑の軽減を求む
	8日 宮崎地裁 同居する義母、妻、長男を殺害した男に死刑判決
	10日 鹿児島地裁 高齢夫婦殺害事件で11月17日に死刑を求刑された男性の裁判員裁判で証拠がなく無罪の判決
	17日 茨城県・取手市 バスに包丁を持って乗り込み乗客を切り付けるなどした男性を殺人未遂容疑で現行犯逮捕
2011年 1月	26日 東京地裁 現金を奪い覚醒剤を注射して死なせた男に懲役24年の判決
2月	11日 東京・目黒区 老夫婦が自宅でデパートの配送を装って押し入った男に殺害された事件で犯人の男を福島県いわき市で逮捕
	14日 さいたま地裁 裁判員裁判による夫婦2人が死亡するなどした飲酒運転事故の同乗者に危険運転致死ほう助罪で実刑判決が言い渡される。
	15日 静岡 浜松支部 同居男性を刺殺したとして殺人罪に問われ裁判員裁判で正当防衛が認められ無罪となった女性の全面無罪判決が確定
	16日 最高裁 地下鉄サリン事件に関与した土谷被告死刑確定
	25日 広島県・東広島市 山陽自動車道でバスに乗っていた男がハンドルを奪いバスを横転させ乗客にケガをおさせた。

運営の基本

【会員・特別会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する、幹事会が特に承認した方は、特別会員として入会することができます。

【ボランティア】

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

会計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務管理、ニュース・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振り込み先

ゆうちょ銀行
00170-6-100069 「あすの会」

法廷付き添いのご案内

事件を思い出す裁判傍聴に
私たちが付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い思いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人たちです。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付き添いを希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

※調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあられた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽に電話ください。

時間：PM 1：00～4：00

電話：03-5319-1773

お知らせ

犯罪被害者のご家族の方で、ご子弟の下宿、学生寮などでお困りの方は、あすの会までお問い合わせください。条件はございますが、支援する制度がございます。

編集後記

第11回大会で、岡村代表が退任されました。11年間にわたり「あすの会」を引っ張ってこられた代表が退任されるのは、淋しい限りですが、充実した時間経過だったと思います。署名活動、ヨーロッパ調査、犯罪被害者等基本法の成立、犯罪被害者等基本計画、公訴参加、損害賠償命令制度の成立、公訴時効の廃止/延長等々、よくこれだけの事を11年間で成し遂げたと尊敬の念を新たにいたします。

勿論これだけの事を成すには、多くの方々の厚いご支援の賜物と感謝の念も湧いてまいります。今後は林代表幹事を先頭に、国民・政府に、新たな被害者補償制度の必要性とその確立を一致協力・団結して訴えて行くことになります。顧問に就任してくださる岡村前代表には、しばしの休息も必要かと思いますが、引き続き温かい眼差しで「あすの会」を見守ってくださることをお願いいたします。

ニュース・レターに対する皆様のご意見・ご感想をお寄せください。また、取り上げてほしい記事などがございましたらお知らせください。よろしくお願い申し上げます。



本誌は(財)矯正協会刑務作業協力事業部から助成を受けて作成しました。